京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月金四十五錢▲三ヶ月[illegible]▲六ヶ月[illegible]▲郵税一ヶ月金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 一月十八日
發行兼編輯人 山下[illegible] 印刷人 [illegible]
京城西署小門通 發行所 京城新報社 電話六六三番

新疆旅行記(續)

九月四日、余は露國領事を訪はんが爲め出掛けたり、領事は北門外なる質素なれども小綺麗なる小屋に住し、其入口には道臺衙門の入口に於ける如く二頭の支那獅子ありて守護せり、領事の邸の周圍は、美しき樹木と花園を有せる大公園にして、此公園中には頗る多くの建物あり、「コザック」衛兵指揮官や通譯の邸宅も其中にあるなり、領事は土耳古人の大多數は露國臣民なることを余に語れり、されば領事の取扱ふ臣民は其數中々多く、而して彼は露國臣民の眼には國王の如く映ずるなり、されども彼は能く其職に注意し、自ら其小王國の下僕と考へ居るが如し、この點に於ては、支那の大官のあるものゝ著しき對比をなす、或る支那の大官に至りては、其占むる所の地位の高きに從ひ益々拱手何事をもなさゞるの風あり、余が領事を訪問せる主要なる目的は、露語の譯書を供給せんが爲め、戍營内の「コザック」兵に會ふ許可を得んが爲めなりき、店商人は余と會話するに流暢なる支那語を用ゆれども服裝は土耳古人の如く革製の長靴と土耳古風の帽子及吾等の外套の如く、前面に開く寛衣を着せり、余は彼等に如何にして斯くも巧に支那語を話すことを得るかを尋ねしに、彼等は本支那人なるが露西亞の國民となり、土耳古風を採用せるものなりと云へり、彼等は又露語及土耳古語をも談ずることを得るなり、衙門の官憲の余に語れる所によれば、三十年前回々教徒の大反亂の際に、露人來りて兩者の爭鬪を決定せる時、支那人の回々教徒並に土耳古人の大多數は露國臣民となりしなりと、現今にては「クルヂャ」に於ける清國民は、僅々數百を算するに過ぎず、九月八日余は露清銀行の支配人と會食すべき招待を得たるが、余は喜んで此招待に應せり、何となれば、彼は「クルヂャ」に於て殆ど領事と同等の勢力を有すればなり。

余は九月十日、「クルヂャ」を去らんと欲せしも、伊犁府迄旅行に用ゆべき車一臺もなかりしゆゑ、出發すること能はざりき、露國風の馬具を着けたる三頭立の四輪車はありしも、この車一臺を傭ひ、伊犁府より「ウルムスチ」に旅行せんには、少くも四十兩の費を要すべし、或る車に至りては、日に二驛を旅行する者あるが、此場合には其費用一層大なり、平均日數は馬の爲めに二日の休養を算入し、普通の支那馬車にては、少なくも二十日を要する所を、約十二日にて達し得べし。

九月十九日「デーリンク」氏は「ロシクウ」より通信して曰く

今夜余は「ウルムスチ」への歸路七十里の所にあり、一昨日余は「クルヂャ」に於ける露清銀行の友と余の金錢上の事を整理せり、此の地は伊犁府所轄の七縣中の一なり「クルヂャ」は商業の中心にして、且つ又露國權力の所在として、其中最も重要なるものなり、新城は之に次ぎて、新疆に於ける最高の滿洲官憲の所在なり、支那人は此地を以て伊犁地方の首府と思へり、そは成程美しき新市街に相違なし、然れども人口に至りては「クルヂャ」の半に及ばず、次に來るものは伊犁府即ち綏定にして、之に次ぐ者は「ロシクー」なる、高位なる喇嘛の所在地たる「ローチン」及「チンシエイチオッ」の通商は、全く「クルヂャ」の爲めに吸收せられ居れり、九十里を旅行せる後、吾等は「エルトバイ」に達せり、吾等の三頭の騾は能く引けども、其進歩頗る緩漫なるを免れざりしが、強かりし爲め容易に「サンタイハイ」の上まで吾等を運べり、馭者は釣台を得んが爲め、車上に坐することを余に命せり、彼の音聲は調子高くして、婦人の聲の如かりしかば、他の馭者共にからかはれ、爲めに往々喧嘩となることあり、此等の馭者共は惡性の人間共なるは、其常に戈壁砂漠を旅行しつゝあるより考ふるも不思議なる事にはあらず、九月二十三日吾等は「チンフオ」に達せり、「クルヂャ」を距る六百七十里なり、「チンフオ」を出づれば、道は砂漠の中を通じ、所々に沙堆を見る、深き沙地に車を牽くは、馬にとりて甚だ困難なることなり、九月二十七日「シフオ」に着せり、「クルヂャ」より約一千一百里を隔つ、途上野兎及羚羊が吾等の馬車に接近して道を横截るを見たり、彼等は甚だ人に馴れたるらしく、尚吾等の方を眺めつゝ立てり、雉も亦多く、馬に驚きつゝ路の左右に飛ぶなり。

大連市建設事情(六)

黒鳩將軍の辨駁(續)

ウイツテ伯とクロパトキン將軍の爭論

ウイツテ伯の寄書に依れば哈爾賓より旅順までの東清鐵道の南部枝線の敷設の動機は一千八百九十八年の五月七日の陸軍大臣の書面に記せられたる同大臣の要求に出で且此の要求は速かに成就する目的にて商港の選定をも急ぎたりとの意見なりウイツテ伯の此の意見は全く事實に相違せる誤謬なり我が露國が未だ關東半島を占領せざる前に一千八百九十七年十一月二十五日附の我が外務大臣の書類に之を徴するも西比利亞鐵道の幹線と吉林奉天線とを連絡するの豫定は既に存在せり

一千八百九十七年十二月三十一日の西比利亞鐵道委員會に提出せる大藏大臣の提議に依るも同年三月二十八日の北京條約に於て我が露國は東清幹線と旅順並に大連を連絡するの權利を得たる旨を記せり斯の如き本線が敷設せらる可きの問題の決定したる後に始めて陸軍大臣は五月七日附の書面を以て大藏大臣に關東半島の鐵道工事の速成を促し且つ鐵道を營口まで延長する件を提議せり哈爾賓以南枝線敷設の事に關しては當時の余の書類には何等の言明をも爲さゞりき此の工事速成の爲めに余は軍隊特に工兵を用ゆ可きを提言せり左れど余の助言は拒絶せられて工事には技師ギルシマンの意見之を督勵せり然るに一千九百三年に余が旅順を巡視したる際には旅順要塞と鐵道の連絡關係は尚ほ未だ竣成せざりき旅順は陸海軍の軍事上より見ても最重要なる地點たるに關せず僅に五等停車場と定められし事なれば多くの列車停滯し貨物を畑地に積み置くが如き狀態なりき然るに大連の方は一千九百三年には未だ住民も稀少にて貨物は殆んど皆無なるにも關せず既に一等停車場を設けありたり

次にウイツテ伯の寄書に依れば一千八百九十八年十二月三十一日の西比利亞鐵道委員の會議に於て大藏大臣の提議に依りて大連灣に商港開設の件と其の築港を東清鐵道會社に託するの件を議し且つ陸軍大臣は此の議事に加はりながら此の提議の實施に關しては何等の反對をも爲さゞりしとあり左れど事實は全く之に反せり一千八百九十八年十二月卅一日の西比利亞鐵道委員會の議事に依れば築港の位置問題と何人が此の築港の任に當る可きかの問題は既に決定せられあるを以て同委員會にては大藏大臣提議の築港問題に非らずして其港灣の設計を議す可きのみなりき

西比利亞鐵道の終點を何處に置く可きかを決定するに當りて西比利亞鐵道委員の議を經ずに之を決定したる事に關しウイツテ伯は左の如き説明を爲せり即ち一千八百九十八年六月五日附の旅順よりの技師ケルベス並にユゴウイチの電報にて東清鐵道會社は南滿鐵道枝線の終點と將來の商港の爲に選定す可しとの報知に接したり太平洋艦隊司令長官ドバソフ提督[illegible]に東清鐵道會社社長も加はりたる特別委員會に於て大連灣の調査を爲して同灣内のヴイクトリアベイと稱する西南部が築港に最も適せる便利の地區なる事を認られたり技師ケルベス氏並にユゴーウイチ氏は現在の大連灣は全く外洋に開け居るを以て[illegible]材料の陸揚を爲さんが爲には臨時に適當の工事を施さゞる可らざるを報告せり又ケルベス氏ユゴーウイチ氏等は商港に要する地區を至急鐵道工事より除外せられ度しとの提議に關して左の如く報告せり曰く大連灣に於ける商港問題を早急に決するは南部滿洲鐵道枝線の速成の利益と全く一致せざる者なるを認むと云々と全西比利亞鐵道幹線の終點として重大なる意義を有する商港地點の選定を爲さんと欲せば通商貿易上各種の方面より豫め精密なる調査を爲さゞる可からず

旅順に近き斯の如き商港の候補地として前にも記したる如く大連、鳩灣特に營口等あり若しそれ大藏大臣は關東半島に於て商標としての適當なる地點を見出すを得ずとせば同大臣は之を發表す可き筈なり故に若しウヰツテ伯にして大連灣に於ける築港が商港として充分ならずと認めたらんには大連に築港せざる可し通商上の便否如何を調査せずに單に南滿鐵道枝線速成の爲に商港地點の選定を急ぐといふが如きは甚だ理由なき次第なり營口並に旅順間の地區に於ける鐵道工事に對しては其の材料を營口並に旅順に陸揚げするを得可し大藏大臣の八月廿一日附二百卅二號報告書に依れば營口よりは旅順並に奉天の二方面に對して作業を進むるを得て一千八百九十八年に鐵道敷設の要求に應じて營口より供給し得たる軌條その他の材料は二百五十萬プードに達せり(一プードは我が四貫三百六十匁強)勿論營口大石橋旅順間二百五十露里の鐵道工事に營口旅順大連の三港を要するの必要なかりしなり(未完)

旅順の市街整理

旅順市街は露國時代に既に都市として經營すべき計畫を立て諸般の準備着々として進行したるを以て其經營の跡大に見る可きもの有りと雖經營未だ半に達せずして兵亂に遭ひ爾後殆んど荒廢に委するのみなりしが之を現時の儘に放任し置く時は啻に帝國の威信に關するのみならず都市として發達に尠少ならざる影響を及ぼし加ふるに道路橋梁及び下水溝の不完全は交通及び衞生上に多大なる關係を有するを以て都督府にても之が整理修築に對し大に意を用ひ四箇年度の繼續事業として本年度より着手するとの事なるが其工事費豫算は約六十餘萬圓也

千金寨の新市街

撫順炭坑事務所にては南滿鐵道幹線が本年内に廣軌線に改築され運輸力の現在の狭軌線に比し幾倍に増大せらるゝと共に現在の出炭力も亦毎日約一千噸なるを増して五千噸に増加すべき設計にて現に出炭しつゝある千金寨、楊柏堡、老虎臺の三坑の外大山坑及び東鄕坑を開掘中にて諸種の設備愈々完備し豫定の出炭は毎日之を輸送し得るの[illegible]に至らば之に要する事務員礦夫職工等[illegible]商人等の入込み輻輳し來るは勿論なれば豫め之等に對する新市街地設定の必要ありとて昨年已に新市街地の設計を爲し土地貸下規則等をも發表したるに爾來各商人の貸下を願ふ者已に二萬坪以上に上り又た已に解氷期も近きたることなれば滿鐵會社所用の建築工事も追々取掛るべき模樣にて新市街地の設計は益々好況を呈し居る者の如し今左に新市街地設計の大要貸下地の景況及貸下規則を擧れば左の如し

●新市街の位置面積區劃 新市街の豫定地は千金寨驛の北方附屬地にして其の面積は當分の處は約三十萬坪とし將來人口の増加するに伴ひ漸次其の面積を擴張するを得べし停車場豫定地は市街の南端中央部にして街區は停車場の前通を本町通と稱し之を中心とし東方には東一條通より東七條通りに至る七條の大街道を通じ又た西方には同じく西一條通りより西七條通の七條の大街道を通じ道巾は本町通り二十間の外何れも十二間又は八間を有せしめ而して町名は日進、鹿島、香取、三笠等吾が軍艦に因める者各々已に命名しあり各町皆一丁目より六丁目に至り一丁目内を更に四番地に分ち一番地内を四十乃至六十のロットに小分す一ロットは大抵五十坪乃至七十坪あれば一家の敷地としては最も適當なり又公園敷地としては本町通り市街の中央に本町公園なる者を設るの外市街の東方と炭坑宿舍豫定地との中間に大和公園を設く(未完)

京城諸職工平均賃金表

業別	日給	一月	十二月
日本人大工	同	一、六〇〇	一、六五〇
同 左官	同	一、六〇〇	一、六五〇
同 石工	同	一、八五〇	一、九〇〇
同 手傳人夫	同	一、一〇〇	一、一五〇
トタン鉱力職	同	一、五五〇	一、六五〇
同 木挽	同	一、六〇〇	一、六〇〇
同 疊師	同	一、六[illegible]	一、[illegible]
ペンキ塗職	同	一、五五〇	一、六〇〇
同 仲仕	同	一、〇〇〇	一、一〇〇
同 指物	同	一、六五〇	一、七〇〇
同 車夫	同	一、四五〇	一、四〇〇
韓人車夫	同	一、二〇〇	一、一五〇
日本人桶屋	同	一、四〇〇	一、四〇〇
同 煉瓦職	同	休業	一、六五〇
同 瓦職	同	同	一、六〇〇
同 活版職	同	八五〇	一、八五〇
同 鍜治職	同	一、五〇〇	一、五〇〇
同 提灯職	同	九〇〇	一、九〇〇
同 井戸堀	同	休業	一、六五〇
同 菓子製造	同	九〇〇	一、八五〇
同 表具師	同	一、二〇〇	一、二〇〇
韓人表具師	同	九〇〇	九五〇
同 大工	同	一、一五〇	一、二〇〇
同 木挽	同	一、二〇〇	一、三〇〇
支那人大工	同	一、二五〇	一、三〇〇
同 木挽	同	一、二〇〇	一、二〇〇
同 石工	同	一、二五〇	一、三五〇
同 煉化職	同	休業	一、三〇〇
同 人夫	同	六〇〇	六五〇
韓人井戸掘	同	休業	六五〇
同 人夫	同	五五〇	六〇〇

小説 紋のみだれ(七十五)

永井櫻圃

訪ねて來たは、松岡光三であつた。た松に案内されて座敷に通るや、山田の顔を見て

「大層顔色も宜し、元氣も宜さゝうぢやアないか。」

云ひつゝ座に着く。

「然うかね、底蘭那樣に宜くなつたかね。今もれ松が然う云ふから、僕の神經を慰めるために云ふのだと疑つて居つたが、それぢやア幾等か宜なつたと見えるね。」

「幾等か所ぢや無い、僅か四五日の中に、見違へるほど宜くなつた。モウ其元氣なら大丈夫だ。」

云ひつゝ、座敷中グルグル見廻して

「全體奈何したのだ、病氣中に家を持つなんて、僕は手紙を見ても事實とは思はなかつた。こりやア矢張熱の作用で斯樣な手紙を寄來したもんだらうと信じて居つたのだ。けれども文意も[illegible]調つて居れば、書體も亂れて居ないから、何うも熱に浮されて書たとも思へない點があるのに、委細の事情は面會の上とあるから、左に右來て見たら信疑が知れるだらうと、危みながら訪ねて來たんだ。あまりに意外な行動を取るから、何だか煙に卷かれてアふ、豫後の大切な病軀を持ちながら隨分無謀な行爲をするぢやアないか、何うして俄に家なんか持つたのだ。」

さ、急き込むで詰る。山田は微笑みながら

「成程考へて見りや亂暴だつたね、斯樣な病軀をして……。」

「考へなくつても無謀極るさ……。」

「しかし、俄に轉宅爲なきやアならないやうな事情になつて來たから、止を得ずさ。」

「止むを得ずでも、一家を搆るほどの[illegible]われば斯樣結搆な事があるもんか……和[illegible]垣の家へ謝罪でもしたのか。」

「和田垣。」

と、渠が眼は異樣に輝いたが、又投げた[illegible]うな調子で

「和田垣なんぞへ、死んだつて謝罪なんぞするものか、奈何して那樣事云ふのだ。」

「奈何してと云つて、あんまり景氣が宜[illegible]ぎるからさ。」

「なあに、景氣が宜くも何とも無いさ、[illegible]にまで厄介かけたやうな始末で、宜さゝうな理が無いぢやないか。」

「では、奈何して家など持つたのだ。」

「實は其理由も話たし、相談の爲たい[illegible]あつたので、それで手紙を出したのだ。」

[illegible]さ、下宿屋夫婦の剛慾非道な行爲から、[illegible]之助が突然訪ねた事、清之助が勸に依つて家を借るに至つたまでの顛末を詳しく語る

「然う云ふ理で、僕はまだ病中でもあるなかなか家を持つなんと云ふ事は境遇も許さんから、轉宿するにしても全快した上にと思つたが、下宿に居るも一家持つも、經濟の上に然程の相違が無いから、どうせ早かれ遲かれ家を持たなきやアならない身分なら、寧そ他の下宿に轉るより此際思ひ切つて家を持つた方が宜い、金子は自分が何うにかして都合すると親切に言つて下れるので、それではと云ふ所から、昨日相談が極つてモウ今日が轉宅と云ふ騷ぎなんだ、自分でも全で夢のやうな心が爲るのだ、だもの、君の驚くのは少しも無理は無い。家を搆へるに至つた徑路は先づ斯[illegible]云ふ理なんだ。」



京城新報

統監府と宣教師

（兩者の誤解を悲しむ）

是を某裁判官に聞く曰く日々訟廷に現はるゝところの訟事を具さに審究すれば事件十中の八九は其因を當事者間の誤解に發せざる者はなきか如しと思ふに人世に誤解なるもの無かりせば個人間に於ても亦國際間に於ても今日の如く紛事爭鬪を見ずして止むなるべし彼の日淸戰爭は何か爲に起れる日露戰爭亦何か爲に起れる勿論彼我共に砲火に訴へて問題を決すべき相當の理由を有したるに相違なかるべしと雖も其玆にまで到りし徑路を尋究すれば其初めに於て彼我の誤解が源因となりたることは蓋し爭ふべからざるの事實なり

●●●●●●●

近時半島に於ける諸種の現象中余輩の最も憂ふるところの者を在韓外國耶蘇宣教師と我統監府との關係とす此兩者の關係たるや甚だ不思議にして各表面に於ては恰も百年の知己の如く逢へば必ず溫かなる握手を交換し談笑を恣にして其間一點の黑雲を止めざるが如く見ゆると雖も一度裏面に入りて仔細に實際を見れば大に然らざるもの在て存するなり

我統監府は世界の認めたる半島に於ける物質的文明の宣傳者なり外國耶蘇宣教師は世界の認めたる半島に於ける精神的文明の宣傳者なり政治宗教各異なるか如しと雖も此兩者が韓國民に對する使命は實に偉大なるものにして之が遂行には互に提携して陰陽水魚の如く進むべきものなり而れども事實は大に之に反し現在に於ける兩者の關係は隔壁已に築かれ意思疏通せられず一日を經る每に相互の誤解は其程度を高めつゝあるもの如く暗雲は正に高貴なる使命を帶ひたる二種の文明宣傳者を包まんとす余輩此奇怪なる現象を見て兩者の爲に實に慨歎に堪へざるなり（以下次號）

平壤鑛務所

平壤鑛務所は流石に野田氏を總裁とせる丈急速力を以て設立後僅か一年を經ざるに早や已に醜聞を出せり新任林所長は無煙炭より出たる不自然の煙を如何に處分せんとするか

北京電報

▲間島防備費奏請

徐總督より豫て間島の防備費として六十萬兩の支出を北京度支部に奏請し居りしが漸く認可されたり（十八日發）

東京電報

▲船主同盟會の決議

船主同盟會は辰丸抑留事件に付船主を援助し辰丸を解放せしむるは勿論相當の要償をなさしむべしと決議せり（十七日發）

各地電報

▲暴徒一進會員を捕ふ 昨夜賊中より逃げ來れる一進會員の報によれば賊徒約九十北靑郡居山の西方一里立國寺附近にあり一進會員二十餘名を捉へ又巡査金性根外一名も捕へられしと當守備隊より特務曹長以下三十名を派遣せり（十七日北靑發）

雜報

●大臣會議 昨日各大臣統監官邸に於て午前一時半より定例會議を開きたり

●參與官會議 昨日は參與官會議の定例日に付各參與官統監官邸に於て午前十時より開會したり

●韓皇乾元節 來る三月八日韓皇帝の乾元節に相當するを以て同日は昌德宮內秘苑に於て內外人を召させられ一大園遊會を催せらるゝ筈にて昌德宮より秘苑に至る道路を修繕することゝなり既に一昨日より着手したりと云ふ

●閔元植事件と李會九 閔元植等が警視廳に拘引せられしことは既報せし如くなるが其眞相に就ては未だ分明ならざるも聞く所に依れば宮內大臣李允用の親戚なる侍從院副卿李會九との間に起れる權勢爭奪より今回の事件を惹起したるものなりと

●米國の韓國傳道 米國の基督敎會にては鋭意韓國內地に布敎しつゝあるが今回更に宣敎師を增加し之れが布敎に從事せしむる筈にて既に二十餘名の宣敎師は本國を出發したりと

●帝室博物館 帝室博物館設置のことは屢々報道せし如くなるが同博物館建物に就ては慶運宮內にある新宮殿として建築せられたる石造の建物を之れに充てらるゝことゝなりたりと

●全羅道の暴徒 全羅南北道に跋扈跳梁しつゝある暴徒は從來の暴徒に比し殆ど優勢にして其鋒芒の鋭き當るべからず到底警察隊の手に依りては鎭壓し能はず爾後益々勢力を擴大しつゝありと右に關し其筋に於ては之れが鎭壓に就て非常に苦慮し居れりと

●暴徒鎭壓司令部設置 韓國政府は地方に於ける暴徒鎭撫の爲め各道に司令部なるものを設置し司令官の下に警視一名を置き地方人民より壯丁を募り暴徒の鎭壓をなさしむることゝせりと

●南韓鐵道測量着手 南韓鐵道線路測量の爲め農商工部より派遣されたる測量班及び富尾技師等の一行は嚴寒中其測量を中止し居りしが寒氣も最早薄らぎしを以て江景方面の測量に着手することゝなり去る十三日同方面に向ひ群山を出發したり

第一銀行券に關し

（豫算委員會議錄摘載）

●萩野代議士 私は外務省の御方に御尋ねをする腹案として參考に伺ひますが是は新聞などで數はつた樣なことですが第一銀行の兌換券韓國に於て發行する兌換券に付ては課税があるや否や無いとすれば將來に於て課税すると云ふ御考でありますか伺ひます

●政府委員（水町大藏次官） 現行に於ては全く無税でゴザイます併し事實に於ては大分の者を負擔して居ります貨幣整理の仕事之が無手數料で全部引受けて居るソレカラ無利足の立換金がゴザイますソレで事實上の負擔は大分致して居ります其上に何將來の事を申しますと是は統監府の政府委員が御出でになッて居りますから此方から御答になる方が相當で御座います立つた序に申しますが相當の負擔をサセルと云ふ事にナッて居ります

●萩野代議士 ソレに就て何か參考となるべき唯今の義務に關する事柄がありますれば伺ひたい

●政府委員（鶴原定吉君） チヨット一言御答に御參考に申上げ置きます今水町大藏次官の御答になりました貨幣整理のために六朱にて六百萬圓程朝鮮政府に第一銀行が貸して居るソレは殆んど無期限にナッて居る其他尚二百八十萬圓程を當座貸越の勘定で同六朱で以て貸して居ります合せて六朱の利息で五百八十萬圓程朝鮮政府に貸して居ります最近の報告によると其上に國庫金の一時缺乏の場合には第一銀行は三十萬圓までは無利足で貸してやることにナッテ居りまして百萬圓程貸し居ると云ふ報告が來て居ります合せて最近五百八十萬圓に加ふるに尚百萬圓以上チヨット七百萬圓前後のモノヲ朝鮮政府に貸して居ります今の國庫金取扱と云ふのは無手數料で取扱つて居ります此邊が兌換券發行權に對する第一銀行の負擔になつて居ります

●森本代議士 朝鮮の問題が起りましたで序ながら私も御尋ね致します朝鮮の兌換券發行權……朝鮮政府は今日隨分財政の困難なるが爲めに改良をすると云ふ財源がない既に立換金を日本政府からシナケレばナラヌと云ふ事にナッテ居りますが日本國に於て日本銀行から發行する兌換券の發行税と云ふものを取つて居る朝鮮に於ては兌換券の發行税を取つて朝鮮の歲入に充てると云ふヤウなる方針は急には取る場合に至らナイのでありましようか之を伺ひます

●政府委員（鶴原定吉君） 第一の御尋であります今日ではまだ第一銀行が發行する兌換券に對して日本銀行に對するが如く課税するとかせぬとか云ふことはまだ一向研究の問題にナッて居りませぬ唯韓國側では何ごか此兌換券を發行する中央銀行に就ては將來考をシナケレバなるまいと云ふ樣な評議がある樣に聞いて居りますが其結果は如何にシヤウと云ふ樣な具體的案なるものは承知して居りませぬ今日に於てソレ以上御答する事は出來ませぬ

●長春の露國商人 長春の露商は露國軍隊の引上と共に商勢頓に振はず續々閉店して哈爾賓へ引上げたるが昨今に至りては長春に於ける日本人口の增加より自ら南滿地方よりして同地へ來遊するもの漸く其數を加へ而かも大抵多少の土產物を購ひ歸るを以て日本人相手の露國小賣商人は近頃に至りて稍々活況を呈し來り二道溝（露國寬城子停車場）附近にては露西亞更紗、防寒靴、煙草及び其他の雜貨店は何れも日本文字の看板を掲げて來遊客を牽くに力め居る有樣なり而して是等店舖の物價は哈爾賓とは一見餘り相違なき樣なれども何れも値安物多くして品質頗る劣等にして中には哈爾賓の店曝し物若くは贓賣品等を蒐取し來る場合も多ければ同地に於て露國品を買求むる人々は充分に吟味する事肝要なるべしと云ふ

密輸船取締

韓國交通機關の設備不完全なる結果自然關稅取締の周到を缺くに乘じ日本帆船の多くは開港に於て卒船の儘出港手續を了し轉じて不開港に入り米穀類を搭載し日本不開港に密輸入を企て事成らざれば右の出港免狀を所持するを幸とし開港場に至り通關手續をなすの風聞あり韓國關稅總長は日本大藏省に交涉の結果韓國より日本に入港する帆船にして前述の如き疑あるものは其の搭載貨物に對して韓國稅關より交付したる輸出免狀を提出せしめ若し輸出免狀を有せざる者ある時は其船名入港月日、搭載貨物の品名、記號番號、個數等を當初該船に出入免狀を交付したる韓國稅關に通知し以て右の取締を嚴にする事となりしと云ふ

暴徒討伐情況

▲大將里の急襲 二月八日早朝大將里（伊川西方約四里）附近に派遣したる八幡上等兵以下若干名は九日午前三時甕岩洞（新溪の東南約四里）に於て賊約百を夜襲せり當時賊は出發準備中なりしが斥候の急進銃聲を聞るに暇なく多數の死傷者を遺棄し北方牡丹山に逃入せり斥候は之を追擊して午前六時三樂に於て其蹤跡を失す賊の死屍二十一負傷若干鹵獲品火繩銃三十彈藥雜品若干此賊は李鎭協の率ゆるものにして耶蘇敎信者多數あるものゝ如し

▲斥候の衝突 二月六日石橋（東方約三里半）方向に派遣したる小村軍曹の率ゆる斥候は九日午後五時日隱吉（鐵原の西北約二里半）に於て十五六名の賊と衝突し之を北方山中に散亂せしむ賊の死二負傷若干

▲義信附近の戰鬪（二月一日咸陽守備隊報告） 義兵と稱するもの五十余名馬川面（西南方約五里）以南の部落に潛在するの諜報に接し討伐隊は一日午前八時咸陽を發し標高の峻嶺其他各地を搜索し校石義信の中間各地を通過中前方二百米突義信東北方高地より賊の射擊を受け之に應戰二十分に及び賊は斷崖の高地に據り連亘せる岩石を散兵壕的に利用せるに依り我射擊の效果少なきに依り柳澤上等兵以下若干をして南側を經て賊の背後に向ひ攻擊せしめぬ之が爲め賊勢漸く萎靡し動搖の色見わしを以て前後より直ちに銃劍突擊に移り遂に之を潰亂せしむ賊の死体十九（發見し得しもの）傷者若干（死者同數以上ならん）捕虜一鹵獲品洋銃二韓銃九、刀一義兵連名簿其他若干捕虜の言に依れば賊は忠淸道の者多く首魁は李圭吉にして倡義大將と稱し居れり

▲高川洞附近戰鬪 二月七日立花小隊は來る商人に依り高川附近に七八十名の賊の宿泊するを聞き小隊は之を夜襲するに決し新基洞附近にて日沒を待ち午後七時高川洞北部々落內に盛んに焚火を發見せり小隊は焚火の稍々消滅するを待ち十時接近するや賊の步哨は小隊の斥候を發見し非常を告げしを以て賊團は大に動搖せしも河岸に停止して我を猛射せり小隊は小時間射擊の後突擊に移り之を潰亂せしめ更に追擊を試みしも積雪と夜暗の爲め遂に蹤跡を失したり賊の遺棄せる死体は二十四負傷二十を下らず鹵獲品刀一火繩銃十八火藥約二十斤鉛彈二貫目なり賊の首魁は倉樹翼（即死）と云ひ鄭完生と連絡しありしと云ふ

●長湍郡の賊狀 去る十一日大位面羅浮里及北西面烽火洞の二ヶ所に暴徒數百名集合し首魁朴鎬濟なる者にて孰れも韓服を着し解隊兵らしき者數十名加入しあり銃器類等は不明なるも洋服を携帶したるものなりし又郡守面長等の情報によれば十二日午後四時頃廿五六名沙尾川方面へ出發したり携帶せる銃器は火繩銃十挺洋銃五六挺を有して麻田郡界等を徘徊し其多くは長新面附近にありて一定の根據地なく時々掠奪の爲め長湍郡東部各面に出沒すると云ふ

●驪州地方の賊徒 中村討伐隊は七日砥平郡三山里を經て驪州街道に向ひ暴徒搜索中同郡康川面後峴に於て暴徒約四十を認め急射擊を加へたるに忽ち潰走せり之を追擊すること約一時間にして其大部を死傷せしむ鹵獲品は銃十一刀一其他彈藥雜品若干あり又九日三井軍曹以下兵三名は金沙面節北洞に於て暴徒一名を逮捕し其隱匿せる銃一挺を押收す

●寧邊の暴徒 平安南道寧邊郡新昌面暴徒偵察中の龍野巡査（德川分署在勤）外三名は十二日夜暴徒七十の爲め包圍せられ龍野巡査負傷二名生死不明敵の即死五ありたり

關東州の漁業

目下關東州の水產物として鯛の漁獲最も多く現時に於ける最も有利なる漁業にして昨年の如き三百五十餘艘の漁船を出す迄の好況に達せしが餘りに其漁獲激かりし結果漸時其漁獲高を減少するに至り昨年は何處にか新漁場を發見せんと盡力し漸くにして平島列島、雙島子、塩灣附近に發見せしも今後は漸次減少するのみなる故然らば將來の漁業中最も有利なるものを求むれば先づ指を鯖漁に屈すべく昨年の如き五十九艘餘の出船を見たるが其漁獲方法の如何に依ては或は却て鯛漁よりも有望なる可く鯖は勿論內地向として適當ならざるも支那人向としては其油より肉、外皮等に至る迄全部販賣す可き所なきを以て最も有利の漁業なるは疑なし因に都督府にても鯖の流網は昨年之が試漁をなし好良なる結果を得たるも更に本年度に於て繼續試漁をなし確實なる結果を得て愈々本漁に着手す可しとの事なり

●燈臺局の移轉 仁川燈臺局は今回舊稅關廳舍に移轉することゝなりたり

●光濟號の歸航 神戶造船所にて艦体及び機鑵の修繕をなし仁川港に歸航中なる光濟號は一昨日門司に著せる報仁川稅關に達したれば同艦多分二十日頃に著すべしと

●敎育俱樂部の集會 京城敎育會に附屬せる敎育俱樂部は來る廿二日午後七時より京城婦人會に於て集會を催す由なるが當夜は小松統監府書記官村上醫學士（大韓醫院）仁科民團助役、鮎貝房之進の諸氏の講演あり餘興として筑前琵琶其他の催しありと云ふ

仁川學校授業料改正

今回仁川民團に於ては四十一年度豫算の關係上學校授業料を左の如く改正する事とし來る民會に提議すべしと

	改正	現在
尋常一年より四年迄　一ヶ月	三十錢	三十錢
同五年より六年迄	五十錢	
高等科	六十錢	五十錢
女學校	一圓	
幼稚園保育料	五十錢	五十錢

●哈爾賓日本人近況 領事館の調査に依れば哈爾賓居住の日本人は目下其數八百に達したるが實際は商業不振の爲め漸次其數を減じて今日にては五六百名を出でざるが如し戶數は略九十戶程にして其多數を占むるものは即ち醜業婦なり又商店としては殆ど見るに足るものなく僅かに時計舖理髮店等が其要部を組成し絹商には梅原熊澤の兩商店あり又雜穀輸出商としては福昌、中村及び三井出張所等にて三井と雖も出張所として一店舖を構へたるは極めて最近の事に屬し其他に有力なる日本商人として外人に矚目せらるゝもの殆んど皆無と稱すべし然れども市況不景氣の割には同地最近の發達は頗る刮目に値するものあれば在滿日本人も一奮發して同地方の商業に指を染るの必要あるべし

●一進會の演說會 去る十五日獨立館に於て催したる一進會の演說會は會員の來會したるもの頗る少數にして實に不景氣極まる演說會なりしとの事に依りて見れば一進會が漸く一般の同情を失ひ窮境に向ひつゝあるかを知るべし

●湖南學會總會 十五日水典洞靑年會場館內に於て湖南學會の總會を開く會するもの會員十七名同會規則改正委員三名を選び經て委員鄭應爵起つて左の演說をなせり我國創立四千年以來治國平天下の道を學び工藝學問は全然研究することなし我國の窮地に陷るは茲に存す湖南人には宜しく一心團結し學會を組織し以て新智識の發達を圖るべし云々

仁川商業同志會發起人

仁川商業會議所に於ては今回同會議所員中の有志により商業同志會なるものを組織したるは既報の如くなるが其發起人如左
穎原修一郎、美濃谷榮次郎、井上和三郎、八田利三郎、榛木利右衛門、岸本安之[illegible]、杉山輝三、駒澤米藏、伊東岩五郎、河野竹之助、大石米吉、村谷樹藏、村谷[illegible]、中野常次郎、町田文次郎、北島代造、永省二、波多野良藏、市川武吉、倉重[illegible]

●佐々木氏任命 大韓醫院の佐々木四方志氏は宮內府典醫に任ぜられたり

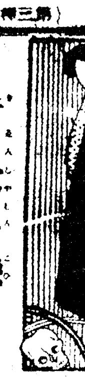
●嚴俊源の放免 閔元植の拘引に關連して警視廳に拘禁中なりし嚴俊源は此程放免されたり

●小平氏の視察 大阪商船會社大阪支店長小平進三郎氏は滿韓視察の爲一昨日來仁せしが本日上京鐵路釜山の途に就く

韓國遷都論

（やまと轉載）

[illegible]然れども更に重要なる遷都の必要は、[illegible]の國庫をして富ましむるの點に在り、世[illegible]何れの處を問はず、都會の地代なるものは社會の進步と共に增加しつゝあるは明[illegible]ふべからざるの事實也、左ればこそ彼の[illegible]ンリー、ジョーヂ氏の如き土地國有論を主張する人々も出づる也、是等の學者が土地國有論を主張する眞の實を明白にすれば[illegible]都會の土地は其の眼目にして、村落山野の土地は殆んど其の主題なるものに非らず、即ち發達せる都會の地代收入を富豪の手より國家に移さんと欲するに外ならず、今[illegible]國の如き新に遷都の地を卜し、其の都會の全面積を擧げて、之れを國有とし、將來[illegible]萬斯年之れより生ずる地代を國家の收入と爲すべし、斯の如くんば世界何れの都會に於ても地主等が收めつゝある收入は、韓國に於ては之れを國庫に收め得べき也、今[illegible]韓國の爲めに遷都論を唱へんとする理由[illegible]の重もなるは即ち此點に在りて存す、次に都會なるものは多くは皆不規則に[illegible]し、初めより一定の設計に出づるもの[illegible]きは天下何れの處にも之れなからん、故に[illegible]以て何れの都會も畸形的ならざるはなく、從來市區改正其他の手段に由りて、此畸形を漸次に矯正するの已むを得ざるに至る、然に韓國の如き今若し大英斷を以て遷都を斷行するあらば、理想的都會を形成する[illegible]易の業ならん、且つ電氣事業瓦斯事業市街交通機關の設備等にして、其の有利の事業は收めて以て國家若くは都會の利益の一次らしむべき也、余輩は以上三箇の理由より韓國に於ける遷都の必要を認む若し夫れ遷都の資金其の他に就ては余輩別に所見あり、更に稿を改めて論ずる所あらん



奇縁 寫眞の戀

岩崎俊彌氏の結婚

大阪麥酒製造會社の社長にして富豪岩崎彌之助男の次男俊彌氏(二十八)と元大藏大臣書記官廣[illegible]氏令嬢八百子(十七)との婚約は審多三菱會社重役莊清次郎氏の媒介にて全く整ひ目下南區桃山邸に新築中の同氏新邸工事竣成と共にその披露式を行はんとする由是れにつき趣味ある一場の艶物語あり俊彌氏は去る三十三年第一高等學校を卒業後英國に趣き倫敦のキンクスカレヂに入學し三十七年歸朝の後直に一年志願兵として近衛騎兵隊に入營騎兵少尉に任ぜられたるが除隊後の一時は去年陽春四月の交の麗かに東京の花聲と綴る上野の大博覧會場へ俊彌氏一人供をも連れず羅紗の羽も軽く氣も輕く一枚のステッキ唯これのみを道連として〳〵入場しソレよりソレと見廻りながら出たる第二號館内寫眞陳列場の一隅に誰がしや不思議に心を惹くものあり見上ればこは名高き小川一眞が撮影にかゝる一人の令嬢寫眞にして美事なる色摺に金縁の光鮮けく觀覽の客を見下ろす如くに掲げられたるが其標緻なら姿なら見れば見る程何處に一點非難の打ごころなく眞に絶世の美人なるに今迄戀といふもの知らざりし俊彌氏この面影を一目見るや忽ち蕩ける如き一道の春風襟元より吹き込む心地して世にいふこれが戀風か何かは知らず一種の念に打れたるを始めは吾ながら妙とばかりそこ〳〵に立出たるも歸邸の後は寫眞の面影眼先にチラツキ茶を捧くる小間使の顔迄が何處か其令嬢の様に見えて果は吾にもあらぬ吐息の數ばかり出るを始めの程こそ書棚の書にも慰めたれ今はしも心の底深く一つの塊まりこれを解くものは唯彼の令嬢の優しき手のみとはなりたることそ不思議なれ然るに俊彌氏のこの怪しき素振は早くも母堂彌之助夫人の注意する處となり潜かに附の人して聞かしむればかく〳〵の始末ソレは飛でもない事然し何時かは新夫人娶らねばならぬ身の上に兎もあれその寫眞こやら一見して身分に餘りの隔たりなくば又考へも出る事ならんと女氣の優しくある母堂は忍びやかに博覧會に赴き俊彌氏が心をかけたりといふ寫眞は何れぞと打見る彼の面影は女ながらにも見惚るゝ麗はしさ殊によ氣品勝れて高き節あるは由ある家の令嬢なるべしと直に小川寫眞店に就き當の主を問訊したるそれが今回婚約なりし前記廣[illegible]郎氏の令嬢八百子にしてこの人ならば似合の夫婦さらば他家より申出なき中に此方よりとそれ〴〵媒介者を選擇し幸板垣伯爵夫人と廣[illegible]氏とは同郷の縁故人なるを幸以夫人の手より先方夫婦の意向を尋ね遂に公然三菱重役莊氏をして結婚を申込むに至りしなりこの申込を受けたる廣家に於ても種々相談の上異議なく八百子を岩崎家に入嫁せしむる旨を答へたるが當時折惡しく彌之助男大病なりしより式日を延期し置たるを今回いよ〳〵執行する事となりたるにて婚儀の衣裳は三越に注文して凡て盃縫模樣のもの六十餘組外に玉寶堂その他よりダイヤモンド入ブローチ指環數十個を購入し又俊彌氏より花嫁への贈物は特に巴里より取寄せたる寶石二百餘個入のブローチ此代價のみにても三萬圓を要せる由悉皆の入費は三十萬圓の豫算なりといふ

六十の韓家を破壞す

不起訴となる△宮田檢察官談話△村谷側の談話△石黒辯護士證言

(つゞき)さて彼れ村谷吉藏は韓民に其土地を賣却する契約をなしたるが再三期限に至るも韓人より代金を支拂はざるを以て其後村谷は監理署に代金支拂の訴を起したり其結果韓人より若し期限に至るも支拂はざるときは契約を解除し家屋は之れを取除くべしとの誓約書を村谷に入れて事濟みとなりたるが右期限に至るも韓人は支拂をなさゞるを以て村谷は右誓約書に基き去る十一月一日警官立會の上韓人家屋六十を破壞し終れり茲に於て前記の遠藤、增田の兩名は大崎辯護士を代人として村谷を相手取り家屋破壞の告訴を其筋に提起せしものなり、吾人の探聞せる概要は以上の如くなるが其法律上の見界は別に論ありと雖も事もあらうに餘りに惰知らずの仕打にして人道より之れを見る、元より寬すべからざる事に屬す即ち茲に筆を與したる所以なり

然るに此稿を終るや村谷側の代人として某紳士は記者を訪問し本事件の眞相を詳細に打明け本事件に就て村谷氏は既に數年間韓人の爲めに欺かれ止むを得ず其筋の許可を得て家屋破壞を斷行したるもの決して沒義道の仕打にあらずと約二時間の辯駁をなしたるを以て記者は直らに宮田檢察官を訪問して其眞僞を慥めたるに本件は何等罪さるべきものにあらざるを以て既に不起訴の決定を與へ且つ村谷の所爲は萬巳むを得ざるに出でたるものなりとて其僞りならざるを諭られたれば記者は更に土地賣買以來の眞相を知れりといふ石黒辯護士を訪問し其談話を聽きて村谷側の辯駁を確めたり、吾人は曩きに美濃天一坊に痛切なる忠言を與へて彼れを改悛せしめ且彼れの顧を保たしめたり、今又此村谷吉藏に敎ふる所ありしに彼れは名譽ある某紳士を代人として辯駁を試む、吾人は暫く某紳士の言を信じて以上の諸氏に就いて確め得たる事實を左に記し後更に筆を更めて讀者に訴ふる所あるべし

村谷吉藏は三十六年九月[illegible]の土地を買受け三十一年八月廿一日付を以て理事廳に登記を申請し十月三十日付を以て登記を濟ませり、然るに該地住の韓民六十名より部落敷地を讓渡し與れよとの申込みありしかば村谷は一團の土地の中區分しては賣却し難し全部買受くれば承諾せんと返答せしに韓民は然らば全部買受くべしとて當八月六日茲に一メートル一圓五十五錢此代價一萬四千四百八十五圓二十一錢五厘代金支拂期日を十月三十日付を以て契約を締結せり、然るに韓人は右期限に至るも支拂はず爲めに村谷は四十幾回(日記帳による)其督促をなすも何等の効なく結局翌年舊正月十二日を以て同年二月末迄代金を支拂ふべし若し支拂ふを得ざる時は土地の爲めに費消せし(墓地移轉費等)經費は自分等の負擔とし家屋等の處分は御勝手たるべしとの誓約書を村谷に提出したるが村谷は此れを諒として其儘打過ぎたるが越ゑて期限に至るも又々韓人は支拂をなさゞるに依り村谷は其後數十回府尹の手を經て督促の手續をなしたり然も尚要領を得る所なかりき。

無頼漢征伐

京城に於ける無頼漢は百を以て數ふべく彼等は一定の生業なく賭博を以て本業の如くし其の資金に盡くれば良民を恐喝して出金せしむる等不正のことのみ行ひつゝあるより南部警察署にては是れを一掃せんとて注意中大阪府三島郡茨木町の者にて旭町三丁目に住する增井彥次郎(三十)は

(一)飲食店等に雇はれ居る酌婦雇女等を誘出して逃亡せしめ又はこれを他地方に連れ行き更らに飲食店等の雇女たらしめ不正の利を貪り又時々飲食店に至り酒食をなし其の料金を支拂はず

(二)旭町附近の飲食店營業者に對し強て組合を設けしめ自から取締たらんと申込み酌婦雇人等に無錢飲食其他不良の客に對する談判引受をなすと稱し各組合店より各戶一ヶ月三圓宛の報酬を出さしむる等不正の利を貪り益粗暴の行爲を逞ふせんとす

(三)賭博を以て殆んど營業とし十數人の乾兒を有し所々に賭場を開始し良民を勸誘する

等不正の行爲あるを以て右は保安條例第一條第一項に該當するものとし去る十七日南部警察署に於て十日以內に生業を求むべきことを命せられ彥次郎も前非を悔いて爾後飲食店に足を踏まず又乾兒の者にも附令行動を一變せしむべきことを誓ひたる由なるが警察署にては是れを手始めに他の浮浪無賴漢をも嚴重に取締るべき方針なりと云ふ

●京城內小料理店酌婦の檢黴　京城內に於て小料理店を營業せる者は何れも數名の酌婦を使役し[illegible]に侍するに止まらず陰かに春を鬻ぎつゝあるは殆んど公然の秘密なりとも云ふ可き有様なるも其方法巧妙にして容易に警吏の目に觸れざるを以て之が檢擧も極めて稀なるも現狀に遂移せば其の弊害益々甚しく殊に花柳病の傳播は恐る可きものあるを以て檢擧を完全にして之を一掃するを得ざる上は各酌婦の檢黴を行ふの外なく現に忠州警察署管內に於ては雇主に諭示し每週警察署に於て檢査を行はしめ居り其の成績好良なる由なれば當地に於ても適宜の方法により之を施行したきものなりと某當局者は語り居り

●趙左夫人の不平　法部大臣趙重應の左夫人として皇帝の寵を賜り漢城に於ける韓婦人間に異彩を放てるは日本女子光岡女史なりとす同女は過る十一日紀元節の佳節に當り曾禰副統監は內外の紳士及び貴婦人を招待し盛大なる宴會を催し佳節を祝せられたり其際曾禰副統監は光岡左夫人を案內せられざりしかば左夫人は妾を侮辱したるものなりとて姬御前のあられもなく眞赤になりて怒り出し今に不平滿々として召使や下婢に當り散し居れりと

●死体を放棄す　一昨十七日午後七時頃西大門外阿峴警管內の墓地に於て女兒(四五歲)の屍体を發見せし旨屆出でありしかば祭警部は巡檢を伴ひ現場に出張取調べしに全身未だかせざる天然痘の痕あり又著物は朱の浮模樣にて黒縮紗の袴及上衣を纏ひ淸國履物樣の足拔を穿ち古き蒲團を掩ひありしが放棄せし日時は判明せざれども近所の者の風評に依れば一昨夜中の事らしく尙は○衣の模樣等より推すれば淸國人らしく又死因に就ては別に怪むべき廉なく多分天然痘の爲め死亡せしを埋葬せんとしてチゲを雇ひ墓地に運ばしめしにチゲは之を厭ひ斯く放棄せしにはあらずやと

●口車に乘つて途方を失ふ　京都府下京區高倉町七條下る二丁目の山田柳藏(三十)といへるは夙に渡韓の志望ありて旅費五十五圓を母より貰ひ受け本月九日自宅を出發し神戶に出でゝ旅費金の三十五圓を遺失したるも殘金にて京城迄は行き得べしと同地より船に乘り釜山に着し富平町一丁目の某木賃宿に投宿したる所肥後の者とかにて門司新聞記者松本治三郞(三十)と稱する者同宿し自分も京城に行く者にて奉公口を需むとのことなれば京城には自分の懇意者も多ければ周旋すべしといへるより是れに依賴し同人の宿料及び汽車賃の幾分を取替へ十七日夜當地に着し同道して本町三丁目に至り治三郞は中村旅館方を指して此の內は自分の懇意先につき兎に角君の身上につきて談じ見るべし暫らく此所に待ち居れよとて自分一人玄關に入りたるまゝ待てども〳〵歸り來らざるより柳藏は樣子如何にと中村方を訪[illegible]

●膝を枕に貸して迷惑　度支部の雇大山某(二十)と通信管理局の雇長瀨某(二十)の兩人相携ゐて去る十七日の午後十時頃本町七丁目の料理屋東雲亭に至り仲居三名を相手に飲めよ謡へで騷いだ揚句仲居の一名が醉ひ潰れて大山の膝を枕に寢たるを他の一人の仲居が斯くと亭主に告げたるより主人といふが踊り込み後日の見せしめに折檻すると打擲するより兩人が仲に入り亂暴のことはすなといひしが亭主の氣に支りしと見ゑて近所の破落漢を呼び來り兩人に向つて兎や角と喧嘩を挑みしも兩人は腰辨たる身分のことゝて相手とならず其の場を切り拔けたりと云ふ

●爆竹から出火　兩三日來淸國人は正月の十三四五日に當れることゝて盛んに爆竹を催しけるが十七日の午後七時頃當地靈洞坊に於て淸國人が流星と稱する烟火を打ち揚げたる火が同地三十統十戶の韓人崔奎幼の宅なる藁屋根に燃ね移りあれよ〳〵といふ間に火の手を揚げて既に大火に及ばんとせしも尙は宵のことゝて直ちに消し止め大事に至らざりし

●天然痘發生　西大門外獨立門通三丁目一番地越智勝(三)は一昨日午後俄かに發熱し所々に小さき腫物の生ぜしより早速醫師をして診斷せしめしに間違もなく天然痘なりしかば消毒の上昨日龍山青坡避病院に收容したりと因に右の兒童は生後未だ一回も種痘を施せしことなき由なるが時節柄兒を持てる世の父兄は呉々も注意すべき事どもなり

●不埒至極の雇人處刑　長崎縣生れの松瀨幸三山口縣生れの藤井利助の兩名が明治町一丁目の雜貨商玉井式藏方に雇はれ舊臘より本月十日迄の間に於て店の賣物代の集金の內より金百二三十圓を新町遊廓及び飲食店料理屋等に運び込み又鐵道管理局より注文と稱し三回に木炭三百四十俵を取出して其金をも遊興費に費消したることは既報せしが一昨日理事廳裁判所に於て幸は重禁錮一ヶ月罰金三圓監視六ヶ月利助は重禁錮一ヶ月罰金三圓監視六ヶ月に處分せらる

●開運自在運氣の鑑定書無代配布　東京神田區小川町高島易學研究會本部盛文館にては易學大博士高島嘉右衛門先生の九星易學の秘傳を集めたる開運秘法男女一代の運[illegible]

